

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例（5）……………1
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（6）……………9
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例（7）……………9
- 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例（8）……………10
- 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（9）……………10
- 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（10）……………14
- 世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（11）……………16
- 世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（12）……………18
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（13）……………19
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（14）……………20
- 世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金条例（15）……………21
- 世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例（16）……………21
- 世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例（17）……………22
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（18）……………22
- 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例（19）……………23
- 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（20）……………23
- 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例（21）……………25
- 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例の一部を改正する条例（22）……………25
- 世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例（23）……………25
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（24）……………25

- 世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例（25）……………25

規 則

- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（31）……………26
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（32）……………26
- 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（33）……………26
- 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（34）……………27
- 世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（35）……………28
- 世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（36）……………28
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（37）……………28
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（38）……………29
- 世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則（39）……………30
- 世田谷区立青少年交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（40）……………30
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（41）……………31
- 世田谷区せたがやの家の供給に関する条例施行規則の一部を改正する規則（42）……………31

条 例

次に掲げる条例を公布する。
 令和3年3月9日
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区条例第5号**
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第6号**
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第7号**
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第8号**
世田谷区介護保険条例の一部を改正する

- 条例
- 世田谷区条例第9号**
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第10号**
世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第11号**
世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第12号**
世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第13号**
世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第14号**
世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第15号**
世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金条例
- 世田谷区条例第16号**
世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第17号**
世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第18号**
世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第19号**
世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第20号**
世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第21号**
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第22号**
世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第23号**
世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第24号**
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第25号**
世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
 世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「飲食店（移動飲食店		又は臨時飲食店を除く。）営業」を「飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）」に改め、同表の17の項から47の項までを次のように改める。		
17	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	7,200円	許可申請のとき。
		調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	5,100円	更新申請のとき。
18	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき。
		食肉販売業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき。
19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき。
		魚介類販売業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき。
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類競り売り営業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき。
		魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき。
21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	集乳業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき。
		集乳業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき。
22	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき。
		乳処理業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき。
23	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき。
		特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき。
24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉処理業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき。
		食肉処理業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき。
25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の放射線照射業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき。
		食品の放射線照射業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき。
26	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料	16,800円	許可申請のとき。
		菓子製造業許可更新申請手数料	8,400円	更新申請のとき。
27	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	16,800円	許可申請のとき。
		アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	8,400円	更新申請のとき。
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳製品製造業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき。
		乳製品製造業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき。
29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料	清涼飲料水製造業許可申請手数料	25,200円	許可申請のとき。

	料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	12,600円	更新申請のとき。
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
31	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	水産製品製造業許可申請手数料 水産製品製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
32	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	氷雪製造業許可申請手数料 氷雪製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
33	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	液卵製造業許可申請手数料 液卵製造業許可更新申請手数料	13,200円 7,800円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
34	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食用油脂製造業許可申請手数料 食用油脂製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
35	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
36	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	酒類製造業許可申請手数料 酒類製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
38	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	納豆製造業許可申請手数料 納豆製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
39	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	麺類製造業許可申請手数料 麺類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
40	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	そうざい製造業許可申請手数料 そうざい製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
41	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	複合型そうざい製造業許可申請手数料 複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	35,200円 23,300円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
42	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	冷凍食品製造業許可申請手数料 冷凍食品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
43	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	35,200円 23,300円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

44	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外営業に限る。)	漬物製造業許可申請手数料 漬物製造業許可更新申請手数料	13,200円 7,800円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
45	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外営業に限る。)	密封包装食品製造業許可申請手数料 密封包装食品製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
46	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査(卸売市場外営業に限る。)	食品の小分け業許可申請手数料 食品の小分け業許可更新申請手数料	21,600円 14,000円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
47	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外営業に限る。)	添加物製造業許可申請手数料 添加物製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

別表第1の48の項及び49の項を削り、同表中50の項を48の項とし、51の項から66の項までを2項ずつ繰り上げ、66の2の項を65の項とし、66の3の項を66の項とし、66の4の項を66の2の項とし、74の項から75の項までを削り、75の2の項を74の項とし、75の3の項を75の項とする。

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部1の款(2)の項

中	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
を	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
に改め、同款(3)の項中	建築物の延べ面積を超え2,000平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	26,000円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
	に改め、同部2の款(2)の	

項中	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
を	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
に、	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
を	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
に改め、同款(3)の項中	建築物の延べ面積を超え2,000平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	384,000円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
	に改め、同部2の款(2)の	

	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	300,000円	に改め、同表都市の低炭
	384,000円	
素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部1の款(2)の		
項中	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
を	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
に改め、同款(3)の項中	建築物の延べ面積を超え2,000平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	に改め、同部2の款(2)の	

<p>項中</p> <table border="1"> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>96,000円</td> </tr> </table>	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円	<table border="1"> <tr> <td>が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>27,</td> </tr> </table>	が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,	<table border="1"> <tr> <td>宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>11,800円</td> <td rowspan="2">に改</td> </tr> <tr> <td>宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>19,100円</td> </tr> </table>	宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	に改	宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円													
が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの														
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,													
宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	に改												
宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円													
<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>96,000円</td> </tr> </table>	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円	<p>700円</p> <p>100円</p> <p>に改め、同部2の款(1)の項中</p>	<p>に改め、同部2の款(1)の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分が300平方メートル未満</td> <td></td> </tr> </table>	当該非住宅部分が300平方メートル未満							
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円													
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円													
当該非住宅部分が300平方メートル未満														
<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>198,000円</td> </tr> </table>	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円	<table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>145,70</td> </tr> </table>	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,70	<table border="1"> <tr> <td>分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>102,100円</td> <td>を</td> <td>当が平</td> </tr> </table>	分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	を	当が平				
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円													
当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,70													
分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	を	当が平											
<p>に、</p> <table border="1"> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>154,000円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>198,000円</td> </tr> </table>	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	154,000円	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円	<p>0円</p> <p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td></td> </tr> </table>	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		<table border="1"> <tr> <td>該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>77,600円</td> </tr> <tr> <td>該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>102,100円</td> </tr> </table>	該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	154,000円													
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円													
当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの														
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの														
該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円													
該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円													
<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td>110,700円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>145,700円</td> </tr> </table>	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	110,700円	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	145,700円	<p>計平</p> <p>計0</p> <p>に改め、同款(2)の項中「</p>	<p>に改め、同款(2)の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>当該非住宅が300平方メートル</td> <td></td> </tr> </table>	当該非住宅が300平方メートル							
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	110,700円													
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	145,700円													
当該非住宅が300平方メートル														
<p>に改め、同款(3)の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>198,000円</td> </tr> </table>	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円	<p>第4の部」の次に「並びに備考第2項」を加え、</p> <table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td></td> </tr> </table>	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		<p>に改め、同款(2)の項中</p>								
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円													
当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの														
<p>積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td></td> </tr> </table>	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		<p>367,100円</p> <p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分の床が300平方メートル平方メートル未満の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該非住宅部分の床が1,000平方メートル平方メートル未満の</td> <td></td> </tr> </table>	当該非住宅部分の床が300平方メートル平方メートル未満の		当該非住宅部分の床が1,000平方メートル平方メートル未満の		<table border="1"> <tr> <td>部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>257,100円</td> <td>を</td> </tr> </table>	部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	を	
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの														
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの														
当該非住宅部分の床が300平方メートル平方メートル未満の														
当該非住宅部分の床が1,000平方メートル平方メートル未満の														
部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	を												
<table border="1"> <tr> <td>154,000円</td> <td rowspan="2">に改める。</td> </tr> <tr> <td>198,000円</td> </tr> </table>	154,000円	に改める。	198,000円	<table border="1"> <tr> <td>面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>284,400円</td> <td rowspan="2">に改め、同表第</td> </tr> <tr> <td>面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>367,100円</td> </tr> </table>	面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円	に改め、同表第	面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	<table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>199,20</td> </tr> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>257,10</td> </tr> </table>	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,20	当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,10
154,000円	に改める。													
198,000円														
面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円	に改め、同表第												
面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円													
当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,20													
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,10													
<p>別表第3第1の部1の款中</p> <table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分が300平方メートル</td> <td></td> </tr> </table>	当該非住宅部分が300平方メートル		<p>2の部1の款中</p> <table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td></td> </tr> </table>	当該非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		<p>0円</p> <p>に改め、同表第3の部中「第30条第</p>								
当該非住宅部分が300平方メートル														
当該非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの														
<table border="1"> <tr> <td>宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>27,100円</td> <td>を</td> </tr> </table>	宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	を	<table border="1"> <tr> <td>積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>19,100円</td> <td>を</td> </tr> </table>	積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	を	<table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分が300平方メートル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該非住宅部分が1,000平方メートル</td> <td></td> </tr> </table>	当該非住宅部分が300平方メートル		当該非住宅部分が1,000平方メートル			
宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	を												
積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	を												
当該非住宅部分が300平方メートル														
当該非住宅部分が1,000平方メートル														
<table border="1"> <tr> <td>当該非住宅部分の床面積の合計</td> <td>16,</td> </tr> </table>	当該非住宅部分の床面積の合計	16,												
当該非住宅部分の床面積の合計	16,													

世田谷区公報

条第1項各号」に改め、同款(2)の項中 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		27,100	トル以上2,000平方メートル未満のもの	メートル以上1,000平方メートル未満のもの	に改め、
円	を	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
	計0	16,700円		284,	
計0	27,100円	に改め、同部2の款(2)の		367,	同部2の款(2)の項中
項中	を	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	400円	100円	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
	を	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100円	100円	102,100円
当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円	に、「屋内周	第1項を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同部1の款中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同款(2)の項中		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,100円	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。第4の部を「屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。第4の部及び備考第2項」に、		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メー	当該非住宅部分の床面積の合計が300平	11,800円	当該非住宅部分の床面積の合計が
		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メー			当該非住宅部分の床面積の合計が
		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メー			当該非住宅部分の床面積の合計が

<p>の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の16の項の改正規定、同表の17の項から47の項までの改正規定、同表の48の項及び49の項を削り、同表中50の項を48の項とし、51の項から66の項までを2項ずつ繰り上げ、66の2の項を65の項とし、66の3の項を66の項とし、66の4の項を66の2の項とし、74の項から75の項までを削り、75の2の項を74の項とし、75の3の項を75の項とする改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日（以下「基準日」という。）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 基準日においてこの条例による改正前の世田谷区手数料条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の16の項から49の項までに規定する次の表の左欄に掲げる手数料を納付してその営業を行っている者が、当該営業を継続するために基準日以後において納付するこの条例による改正後の世田谷区手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の16の項から47の項までに規定する次の表の中欄に掲げる手数料の額については、改正後の条例別表第1の16の項から47の項までの規定にかかわらず、当分の間、次の表の右欄に掲げる額とする。</p>		理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料		料			
	飲食店営業許可申請手数料（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。）	2,700円		特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	12,600円
	喫茶店営業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	5,700円	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	乳製品製造業許可申請手数料	乳製品製造業許可申請手数料	12,600円
					食品の小分け業許可申請手数料	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
	菓子製造業許可申請手数料（菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）に係るものに限る。）	菓子製造業許可申請手数料（菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）に係るものに限る。）	8,400円	菓子製造業許可申請手数料	集乳業許可申請手数料	集乳業許可申請手数料	5,700円
					食肉処理業許可申請手数料	食肉処理業許可申請手数料	12,600円
					食肉販売業許可申請手数料	食肉販売業許可申請手数料	5,700円
	菓子製造業許可申請手数料（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に係るものに限る。）	菓子製造業許可申請手数料（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に係るものに限る。）	2,700円	食品の小分け業許可申請手数料	食肉製品製造業許可申請手数料	食肉製品製造業許可申請手数料	12,600円
					食品の小分け業許可申請手数料	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
	あん類製造業許可申請手数料	菓子製造業許可申請手数料	8,400円	食品の小分け業許可申請手数料	魚介類販売業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	5,700円
魚介類販売業許可申請手数料					魚介類販売業許可申請手数料	5,700円	
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	8,400円	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	魚介類せり売営業許可申請手数料	魚介類競り売り営業許可申請手数料	12,600円	
				清涼飲料水製造業許可申請手数料	清涼飲料水製造業許可申請手数料	9,600円	
				食品の小分け業許可申請手数料	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円	
飲食店営業許可申請手数料（飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	8,900円	調理の機能を有する自動販売機により食品を調	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	冷凍食品製造業許可申請手数料	12,600円	
				食品の小分け業許可申請手数料	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
飲食店営業許可申請手数料（飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	8,900円	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	食品の放射線照射業許可申請手数料	食品の放射線照射業許可申請手数料	12,600円	
				清涼飲料水製造業許可申請手数料	清涼飲料水製造業許可申請手数料	12,600円	
飲食店営業許可申請手数料（飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	5,100円	乳処理業許可申請手数料	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	8,400円	
				清涼飲料水製造業許可申請手数料	清涼飲料水製造業許可申請手数料	8,400円	
飲食店営業許可申請手数料（飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	12,600円	乳処理業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	12,600円		
飲食店営業許可申請手数料（飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	12,600円	乳処理業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	12,600円		

許可申請手数料	申請手数料	
食用油脂製造業許可申請手数料	食用油脂製造業許可申請手数料	12,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	食用油脂製造業許可申請手数料	12,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
みそ製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	9,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円
しょうゆ製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	9,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円
ソース類製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料	9,600円
酒類製造業許可申請手数料	酒類製造業許可申請手数料	9,600円
豆腐製造業許可申請手数料	豆腐製造業許可申請手数料	8,400円
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円
納豆製造業許可申請手数料	納豆製造業許可申請手数料	8,400円
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円
めん類製造業許可申請手数料	麺類製造業許可申請手数料	8,400円
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円
そうざい製造業許可申請手数料	そうざい製造業許可申請手数料	12,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料	9,600円
	添加物製造業許可申請手数料	12,600円

び44の項から46の項までに規定する次の表の中欄に掲げる手数料の額については、改正後の条例別表第1の31の項、33の項、40の項及び44の項から46の項までの規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる額とする。

つけ物製造業	漬物製造業許可申請手数料	7,800円
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業許可申請手数料	7,800円
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円
調味料等製造業	密封包装食品製造業許可申請手数料	7,800円
	水産製品製造業許可申請手数料	7,800円
魚介類加工業	水産製品製造業許可申請手数料	7,800円
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円
液卵製造業	液卵製造業許可申請手数料	7,800円

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部13の項及び別表第2区長の部13の款中「就園奨励費補助金」を「預かり保育料補助金、副食費補助金」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第15条の4第1号中「100分の7.14」を「100分の7.13」に改め、同条第2号中「39,900円」を「38,800円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.29」を「100分の2.41」に改め、同条第2号中「12,900円」を「13,200円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.05」を「100分の2.41」に、「100分の6.0」を「100分の61」に改め、同条第2号中「15,600円」を「17,000円」に、「100分の40」を「100分の39」に改める。

第19条の2第1号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有

する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「27,930円」を「27,160円」に改め、同号イ中「9,030円」を「9,240円」に改め、同号ウ中「10,920円」を「11,900円」に改め、同条第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「19,950円」を「19,400円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「7,980円」を「7,760円」に改め、同号イ中「2,580円」を「2,640円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,400円」に改める。

付則第3条中「、「総所得金額」を「総所得金額」に、「とする」を「と」、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする」に改める。

付則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第1項の改

3 基準日において改正前の条例別表第1の75の項に規定する食品製造業等許可申請手数料を納付して次の表の左欄に掲げる営業を行っている者が、当該営業を継続するために基準日から令和6年5月31日までの間において納付する改正後の条例別表第1の31の項、33の項、40の項及

正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第19条の2並びに付則第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例（平成12年3月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「38,700円」を「37,080円」に改め、同項第3号中「50,310円」を「48,204円」に改め、同項第4号中「58,050円」を「51,912円」に改め、同項第5号中「69,660円」を「63,036円」に改め、同項第6号中「77,400円」を「74,160円」に改め、同項第7号中「89,010円」を「85,284円」に改め、同号イ中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加え、「とする」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同項第8号中「96,750円」を「92,700円」に改め、同号イ中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第9号中「108,360円」を「103,824円」に改め、同号イ中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「123,840円」を「118,656円」に改め、同項第11号中「131,580円」を「126,072円」に改め、同項第12号中「147,060円」を「140,904円」に改め、同項第13号中「178,020円」を「170,568円」に改め、同項第14号中「208,980円」を「200,232円」に改め、同項第15号中「247,680円」を「237,312円」に改め、同項第16号中「286,380円」を「274,392円」に改め、同項第17号中「325,080円」を「311,472円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「令和元年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項第1号中「29,025円」を「22,248円」に改め、同項第2号中「44,505円」を「37,080円」に改め、同項第3号中「56,115円」を「48,204円」に改め、同条第3項を削る。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の事例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度分の保険料率の算定における第5条第1項第7号イの規定の適用については、同号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条

第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度分の保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度分の保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第206条」の次に「第207条」を加える。

第3条中「申請」の次に「を行う場合」を加える。

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「第153条第12項」を「第48条第4項第1号及び第153条第12項」に改め、同項第2号中「いう」の次に「第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「第65条第1項」を「第48条第4項第5号、第65条第1項」に改め、同項第6号中「第65条第1項」を「第48条第4項第6号、第65条第1項」に改め、同項第7号中「第65条第1項」を「第48条第4項第7号、第65条第1項」に改め、同項第8号中「いう」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第2項及び第88条第2項において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 前項本文の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事する

ことができる。

6 第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができる。

7 第1項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」、「との」を「又は指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「区長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、当該指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から第39条まで、第41条及び第42条」を「第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条まで」に改め、「第20条」の次に「、第33条の2第2項」を加え、「第34条第1項及び第35条」を

「第34条第1項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の9第4号及び第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「規則で定める措置を講じ」に改める。

第60条の17第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第60条の19第2項第5号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第60条の20前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第35条から第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第60の12」を「第60条の12」に、「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の20の3前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第35条から第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第35条第1項」に、「と、第35条」を「と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第60条の10第5項及

び第60条の13第3項」を「第60条の10第5項並びに第60条の13第3項及び第4項」に、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の21中「前款」を「第4款」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)」を加える。

第60条の37第2項第6号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第60条の38前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第35条から第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」の次に「、第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第62条第1項中「この条」を「この項」に改める。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「は、規則で定める職務に従事することができるものとする」を「であって、規則で定めるときは、この限りでない」に改める。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条第2項第5号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第81条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第35条から第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に改める。

第83条第6項の表1の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表2の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「会議をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができ

るものとする。この場合において、利用者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から区介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により区が定める区介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（区が次期の区介護保険事業計画を定めるに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認められた場合においては、次期の区介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条第2項第8号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「小規模多機能型居宅介護従業者と、第35条」を「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号に、「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項を「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項に、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に、「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項を「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第60条の17第1項」に改める。

第111条第1項中「除く。」をいうの次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を

「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第72条第1項から第9項まで」を「第72条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「3以下」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」を加える。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関

係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者その他の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第127条第1項中「いう」の次に「。第176条第1項において同じ」を加える。

第128条第2項第7号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第60条の17第1項から第4項まで」を「第60条の17第1項から第5項まで」に、「介護従業者」と、第35条を「介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「介護従業者」と、第60条の11第2項を「介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項に、「介護従業者」と、第103条」を「介護従業者その他の従業者」と、第103条」に改める。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条第2項第8号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第150条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第60条の17第1項から第4項まで」を「第60条の17第1項から第5項まで」に改め、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第153条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることによ

り当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号に掲げる栄養士及び管理栄養士のいずれも置かないことができる。

第153条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第153条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第153条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設的生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第159条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)」を加える。

第160条第12項中「第2項から第8項まで」を「第2項から第9項まで」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第165条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第171条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講さ

せるために必要な措置を講じなければならない。

第171条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第178条第2項第7号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第179条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「第60条の17第1項から第4項まで」を「第60条の17第1項から第5項まで」に改め、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第182条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第184条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)」を加える。

第188条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第189条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第189条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「第60条の17第1項から第4項まで」を「第60条の17第1項から第5項まで」に改め、同条後段中「第35条」

を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。
第193条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第203条第2項第10号中「第60条の17第2項」を「第60条の17第3項」に改める。

第204条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項」に、「第88条」を「第88条第1項」に改める。

第206条を第207条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第206条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができる方法）によることができる。
附則第10条から第14条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の2条を加える。

（指定地域密着型介護老人福祉施設における事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第15条 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、第177条第1項（第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置を適切に実施するための担当者を置くよう努めなければ」とす

る。
（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第16条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第173条第2項（第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければならぬ」とあるのは、「講ずるとともに、その介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第3項及び第41条の2（改正後の第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、この条例による措置を講ずるよう努めなければ」とし、改正後の第32条、第56条、第60条の12（改正後の第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第101条（改正後の第204条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第170条及び第188条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第33条の2（改正後の第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第34条第3項（改正後の第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（改正後の第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置を適切に実施するための担当者を置くよう努めなければ」とす

（認知症介護に係る基礎的な研修の受講に

係る経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第60条の13第3項（改正後の第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第204条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、これらの規定中、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 施行日以後、当分の間、改正後の第182条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第153条第1項第3号ア及び第189条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 施行日において現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増設され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室であって、この条例による。改正前の第182条第1項第1号ア(ウ)Bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

8 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第165条の2（改正後の第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第165条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

9 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第165条の3（改正後の第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」の次に「・第94条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第10条第2項中「第45条第7項」を「第45条第7項及び第72条第9項」に改める。

第11条第1項ただし書中「は、規則で定める職務に従事することができるものとする」を「であって、規則で定めるときは、この限りでない」に改める。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「規則で定める措置を講じ」に改める。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつ

でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この項及び第50条第2項において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第45条第6項の表1の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表2の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下)の次に「この節において」を加える。

第46条第3項中「第194条第2項」を「第194条第3項」に、「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「いう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事

項

第59条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から区介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により区が定める区介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（区が次期の区介護保険事業計画を定めるに当たって、新規に代替サービス、を整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合においては、次期の区介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条第2項第8号中「第40条第2項」を「第40条第3項」に改める。

第66条前段中「第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「第38条（第4項を除く。）まで、第39条及び第40条」を「第49条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、同条後段中「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」の次に「（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」を加え、「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項を「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第27条第2項に、「第29条第3項及び第33条」を「第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号」に、「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項を「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第40条第1項」に改める。

第72条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第111条第1項から第9項まで」を「第111条第1項から第10項まで」に改め、同項を同条第11項

とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所等）の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「3以下」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては、1又は2）」を加える。

第79条第3項第1号中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）」を加え、同項第2号中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者その他の従業者の就業環境が害されることを防止するた

めの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条第2項第7号中「第40条第2項」を「第40条第3項」に改める。

第87条前段中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条第1項から第4項までを「第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）」に改め、同条後段中「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」の次に「（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」を加え、「介護従業者」と、第27条第2項を「介護従業者その他の従業者」と、第27条第2項に、「第33条」を「第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号」に、「介護従業者」と、第40条第1項を「介護従業者その他の従業者」と、第40条第1項に、「介護従業者」と、第60条を「介護従業者その他の従業者」と、第60条に改める。

第88条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 第93条を第94条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)
第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第3項及び第38条の2（改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条の2（改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第32条第2項（改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第32条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条第3項（改正後の第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」の次に「・第35条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護

支援専門員」という。)を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第16条第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費の額がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、区市町村からの求めがあったときは、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない

い。

第22条の次に次の1項を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1項を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1項を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第2項中「の各号」を削り、同項第2号イ中「の規定により行う」を「に規定する」に改め、同号ウ中「の規定により開催する」を「に規定する」に改め、同号エ中「第16条第15号の規定により行う」を「第16条第13号に規定する」に改める。

第34条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第35条とし、第5章中同条の前に次の1項を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援事業者（介護保険法施行規則第113条の9第3号に規定する基準該当居宅介護支援事業者をいう。次項において同じ。）及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条（前条第1項において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条第1項において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることことができる。

附則第2項を次のように改める。

(管理者に係る経過措置)

2 第6条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日（以下この項において「基準日」という。）において同条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でない指定居宅介護支援事業所については、令和9年3月31日までの間は、基準日における当該指定居宅介護支援事業所の管理者である介護支援専門員を、引き続き、管理者とすることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。（虐待の防止に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第5項及び第30条の2（改正後の第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第21条（改正後の第33条

第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第21条各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。（業務継続計画の策定等に係る経過措置）」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第22条の2（改正後の第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努めるとする。（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第24条の2（改正後の第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成27年3月世田谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」の次に「第37条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、

利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うこととする。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的に行うこととする。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこととする。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第31条第2項第2号オ中「第33条第17号」を「第33条第14号」に改める。

第33条第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第36条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第37条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定

介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援事業者（介護保険法施行規則第113条の9第7号に規定する基準該当介護予防支援事業者をいう。次項において同じ。）及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条（前条第1項において準用する場合を含む。）及び第33条第28号（前条第1項において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第5項及び第29条の2（改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第20条（改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第20条各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。（業務継続計画の策定等に係る経過措置）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第21条の2（改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条

第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第23条の2（改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。
 第3条第5項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。
 第5条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「前項各号」を「指定児童発達支援事業者は、前項各号」に、「日常生活」を「、日常生活」に、「は、機能訓練担当職員」を「には機能訓練担当職員」に、「規則で定める基準により」を「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を規則で定める基準によりそれぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第77条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務を

いう。次条及び第77条において同じ。）を行う場合
 (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第77条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第77条において同じ。）を行う場合
 第5条第3項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削る。
 第6条第2項中「前項各号」を「指定児童発達支援事業者は、前項各号」に、「日常生活」を「、日常生活」に、「は、機能訓練担当職員」を「には機能訓練担当職員」に、「規則で定める基準により」を「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。
 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
 第6条第3項中「次に掲げる従業者」の次に「（前項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。
 (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）
 第12条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）」を加える。
 第13条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。
 第14条に次の1項を加える。
 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点か

ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 第14条の次に次の1条を加える。
 （業務継続計画の策定等）
 第14条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 2 指定児童発達支援事業者は、その従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 第39条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「その指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
 (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。
 (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 (3) 当該指定児童発達支援事業所において、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。
 第41条に次の1項を加える。
 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 第42条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。
 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。
 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 (3) その従業者に対し、身体的拘束等の

適正化のための研修を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) その指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。

(2) その指定児童発達支援事業所において、その従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第51条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第58条第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第75条中「第14条」を「第14条、第14条の2」に、「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

第77条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「前項各号」を「指定放課後等デイサービス事業者は、前項各号」に、「日常生活」を「、日常生活」に、「は、機能訓練担当職員」を「には機能訓練担当職員」に、「規則で定める基準により」を「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場

合

第82条及び第83条中「第11条から第14条まで」を「第11条から第14条の2まで」に改める。

第84条第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第87条中「第11条から第14条まで」を「第11条から第14条の2まで」に改める。

第95条中「第14条」を「第14条、第14条の2」に改める。

第100条中「第14条」を「第14条、第14条の2」に、「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5項及び第43条第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第14条の2（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第14条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第39条第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第42条第3項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際、現に指定を受けているこの条例による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際、現に改正前の条例第58条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、改正後の条例第58条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際、現に改正前の条例第77条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第77条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際、現に改正前の条例第84条に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第84条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「責任者の設置その他の」を削り、「従業者」を「その従業者」に、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第2項中「、それぞれ規則で定める基準により」を「規則で定める基準によりそれぞれ」に改める。

第7条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）」を加える。

第8条中「第10条及び第38条」を「第10条第1項及び第38条第1項」に改める。

第9条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第9条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的
に業務継続計画の見直しを行い、必要に
応じて業務継続計画の変更を行うものと
する。

第36条第2項中「必要な措置を講じるよ
う努めなければ」を「次に掲げる措置を講
じなければ」に改め、同項に次の各号を加
える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設にお
ける感染症及び食中毒の予防及びまん
延の防止のための対策を検討する委員
会（テレビ電話装置等を活用して、こ
れを行うことができるものとする。）
を定期的に開催するとともに、その結
果について、その従業者に周知徹底を
図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設にお
ける感染症及び食中毒の予防及びまん
延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設にお
いて、その従業者に対し、感染症及び
食中毒の予防及びまん延の防止のため
の研修並びに感染症の予防及びまん延
の防止のための訓練を定期的実施す
ること。

第38条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に
規定する重要事項を記載した書面を当該
指定福祉型障害児入所施設に備え付け、
かつ、これをいつでも関係者に自由に閲
覧させることにより、同項の規定による
掲示に代えることができる。

第39条第1項中「次項」を「以下この条」
に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的
拘束等の適正化を図るため、次に掲げる
措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策
を検討する委員会（テレビ電話装置等
を活用して、これを行うことができる
ものとする。）を定期的に開催すると
ともに、その結果について、その従業
者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針
を整備すること。
- (3) その従業者に対し、身体的拘束等の
適正化のための研修を定期的実施す
ること。

第40条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の
発生又はその再発を防止するため、次に
掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設にお
ける虐待の防止のための対策を検討す
る委員会（テレビ電話装置等を活用し
て、これを行うことができるものとし
る。）を定期的に開催するとともに、
その結果について、その従業者に周知
徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設にお
いて、その従業者に対し、虐待の防止
のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施す
るための担当者置くこと。

第48条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に

規定する訓練の実施に当たっては、地域
住民の参加が得られるよう連携に努めな
ければならない。

第56条中「第38条中」を「第38条第1項
中」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日（以下
「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から令和4年3月31日までの間、
改正後の第3条第5項及び第40条第2項
（改正後の第56条において準用する場合
を含む。）の規定の適用については、こ
れらの規定中「講じなければ」とあるの
は、「講じるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、
改正後の第9条の2（改正後の第66条に
おいて準用する場合を含む。）の規定の
適用については、改正後の第9条の2第
1項中「講じなければ」とあるのは「講
じるよう努めなければ」と、同条第2項
中「実施しなければ」とあるのは「実施
するよう努めなければ」と、同条第3項
中「行う」とあるのは「行うよう努める」
とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、
改正後の第36条第2項（改正後の第56条
において準用する場合を含む。）の規定
の適用については、改正後の第36条第2
項中「講じなければ」とあるのは、「講
じるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和4年3月31日までの間、
改正後の第39条第3項（改正後の第56条
において準用する場合を含む。）の規定
の適用については、改正後の第39条第3
項中「講じなければ」とあるのは、「講
じるよう努めなければ」とする。

世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える
基金条例

（設置の目的）

第1条 人工呼吸器を装着している障害児
その他の日常生活を営むために医療を要
する状態にある障害児等（以下「医療的
ケア児」という。）及びその保護者等の
支援に関する事業等を推進し、医療的ケ
ア児の笑顔を支えるため、世田谷区医療
的ケア児の笑顔を支える基金（以下「基
金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算
の範囲内で区長が定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関へ
の預金その他最も確実かつ有利な方法に
より保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も
確実かつ有利な有価証券に換えること
ができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、世
田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、
基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 区長は、財政上必要があると認め
るときは、確実な繰戻しの方法、期間及
び利率を定めて、基金に属する現金を歳

計現金に繰り替えて運用することができる。

（一部処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的に
必要な場合、その一部を処分することが
できる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基
金の管理に関し必要な事項は、区長が別
に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区産後ケアセンター事業に関
する条例の一部を改正する条例
世田谷区産後ケアセンター事業に関する
条例（平成29年10月世田谷区条例第45号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区立産後ケアセンター条例
前文中「受け継ぎ、区立の産後ケアセン
ターとして」を「受け継ぐ区立の産後ケ
アセンターを設置し、」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的及び設置）

第1条 子育てをしやすい環境づくりの促
進及び児童虐待の未然防止を目的として、
母子保健法（昭和40年法律第141号）第
17条の2第1項に規定する産後ケア事業
（以下「産後ケア事業」という。）を実施
するため、世田谷区立産後ケアセンター
（以下「センター」という。）を設置する。
第4条から第6条までを削る。

第3条第3項中「事業を利用する者」を
「事業（助産所で行うものに限る。以下こ
の項において同じ。）を利用する者」に、
「なる者」を「なるもの」に、「第5条に規
定する施設（同条第1号に掲げる施設を除
く。）」を「助産所」に改め、同条を第6条
とし、同条の前に次の1条を加える。

（施設を使用することができる者）

第5条 施設を使用することができる者は、
次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 事業を利用する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、区長が特に
必要と認めたる者

第2条各号列記以外の部分を次のように
改める。

助産所又は産後ケアセンターで行う産
後ケア事業（以下「事業」という。）の
内容は、次のとおりとする。

第2条第1号中「ことについての」を削
り、「伴い、当該母子の身体的及び精神的
手当てに係る保健休養を目的とした施設を
提供する」を「関する」に改め、同条第3
号中「前号」を「前2号」に改め、同条を
第4条とし、第1条の次に次の2条を加
える。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次の
とおりとする。

- (1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター
- (2) 位置 東京都世田谷区桜新町二丁目
29番6号

（施設）

第3条 センターの施設（以下「施設」と

いう。)は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する助産所(以下「助産所」という。)及び母子保健法に規定する産後ケアセンター(以下「産後ケアセンター」という。)とする。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第2号中「第3条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条第2項第1号及び第2号中「第3条第3項」を「第6条第3項」に改め、同項第3号中「静養室(母子用)、静養室(家族用)及び静養室(身体障害者用)」を「施設」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(人員、設備及び運営の基準)

第7条 センターの人員、設備及び運営について必要な基準は、母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)に定める産後ケア事業の実施基準その他規則で定めるものとする。

附則第2条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別表中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同表1の項中「第12条第1号」を「第4条第1号」に改め、同表2の項中「第3条第3項」を「第6条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立青少年交流センター条例(平成26年12月世田谷区条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」を「世田谷区立池之上青少年交流センター」に改める。

第8条第1項の表池之上センターの項及び野毛センターの項を次のように改める。

池之上センター	読書室
	多目的スペース
	交流スペース
	テニスコート
野毛センター	屋外施設
	ホール
	読書交流室
	多目的スペース

第8条第2項及び第5項中「読書室以外の施設、野毛センターの施設」を「学習室(交流室)Ⅰ、学習室(交流室)Ⅱ、音楽室及び和室、野毛センターの施設(多目的スペースを除く。)」に改め、同条第7項中「希望丘センター」を「池之上センターの

読書室、多目的スペース、交流スペース、テニスコート若しくは屋外施設、野毛センターのホール、読書交流室若しくは多目的スペース又は希望丘センター」に、「又は交流スペース」を「若しくは交流スペース」に改める。

第9条第1項中「池之上センターの読書室を使用しようとする青少年並びに野毛センター及び希望丘センター」を「センター」に改め、同条第2項中「池之上センターの読書室を使用しようとする青少年並びに」を削る。

別表第1 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館の項中「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」を「世田谷区立池之上青少年交流センター」に改める。

別表第2 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館の項を次のように改める。

世田谷区立池之上青少年交流センター	学習室(交流室)Ⅰ
	学習室(交流室)Ⅱ
	音楽室 和室 読書室
	多目的スペース
	交流スペース テニスコート 屋外施設

別表第2 世田谷区立野毛青少年交流センターの項中「創作活動室」を「創作活動室 多目的スペース」に改める。

別表第3の1の部中「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」を「世田谷区立池之上青少年交流センター」に改め、同部読書交流室の項中「読書室」の次に「、多目的スペース及び交流スペース」を加え、同部に次のように加える。

テニスコート及び屋外施設	午前9時から午後8時まで
--------------	--------------

別表第3の2の部ホール、和室Ⅰ、和室Ⅱ、交流室、食堂・厨房及び創作活動室の項中「ホール」の次に「(団体による使用の場合)」を加え、同部読書交流室の項中「読書交流室」を「ホール(個人による使用の場合)、読書交流室及び多目的スペース」に改める。

別表第4の1の部及び2の部中「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」を「世田谷区立池之上青少年交流センター」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。目次中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第12条第2項中「児童福祉施設は」を「児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。)を除く。)」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の

1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、これを行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、その職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第20条第1項中「児童福祉施設」の次に「(障害児入所施設等を除く。)」を加え、同条に次の3項を加える。

3 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的にその職員に周知しなければならない。

4 障害児入所施設等は、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。

5 前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第1章中第20条の次に次の1条を加える。(業務継続計画の策定等)

第20条の2 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期に業務の再開を図ることを目的とした計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第5項中「において、心理学を専修する学科若しくはこれ」を「若しくは大学院(同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。)」において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれら」に改める。

第56条第5号中「(同法第97条に規定する大学院をいう。以下この条及び第81条において同じ。)」を削る。

第74条第1項ただし書を削り、同項第7号中「第7項」を「第8項」に改め、同項

に次の1号を加える。

(8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第74条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第1項各号」を「第1項第1号から第7号まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第4項とする。

この場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。

第74条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士

(2) その施設が調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員

(3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員

ア 医療機関等との連携により、その看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

イ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合

ウ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合

第81条第1項中「規則で定める基準により」を削り、同条第3項中「の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれ」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれら」に改める。

第88条第3項中「第26条第5項」を「第

81条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第12条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第11条から第23条まで」を「第11条から第24条まで」に改め、同条第2項中「並びに」を「、」に、「。次項において同じ。」から第23条までを「。）、第22条並びに第24条」に改め、同条第3項中「及び第21条から第23条まで」を「、第22条及び第24条」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(公立小学校等に関する読替え)

第15条の2 公立小学校等についての第7条から第13条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。

第16条中「第7条から前条まで」を「第7条から第15条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第2条第16号」を「第2条第18号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に、「第24条」を「第25条」に改め、同条第8項中「第14条」を「第15条」に改める。

別表第1の1の部東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画区域の項中「東京都

市計画上用賀1丁目地区地区整備計画区域」を「東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画区域」に、「東京都市計画上用賀1丁目地区地区計画」を「東京都市計画上用賀1丁目地区地区計画」に改める。

別表第2東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画の部を次のように改める。

<p>東京都 市計画 上用賀 一丁目 地区地 区整備 計画</p>	<p>広域避難場所地区</p>	<p>1 法別表第2(イ)項第1号に規定する住宅 2 法別表第2(イ)項第2号に規定する住宅 で事務所、店舗その他これらに類する用途を 兼ねるもの 3 法別表第2(イ)項第3号に規定する共同 住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未 滿の住戸を有するもの 4 法別表第2(イ)項第5号に規定する神社、 寺院、教会その他これらに類するもの 5 法別表第2(イ)項第7号に規定する公衆 浴場 6 集会場(業として葬儀を行うものに限る。)</p>	<p>10分の4</p>		<p>建築物の外 壁又はこれ に代わる柱 の面までの 距離は、次 のとおりと する。 (1) 1号 壁面線 については、 区画道 路境界 線から 10m (2) 2号 壁面線 については、 道路境 界線及 び区画 道路境 界線か ら5m (3) 3号 壁面線 については、 隣地境 界線か ら5m (4) 4号 壁面線 については、 隣地境 界線及 び道路 境界線 から3 m</p>	<p>1号壁面線 及び2号壁 面線の各境 界線から3 mを超える 区域におけ る軒の高さ が3m以下 の平屋建て の建築物</p>	<p>24m。ただし、この規 定の適用の際、現に存 する学校の施設の敷地 として使用されている 土地の区域(以下この 項において「既存区域」 という。)において、 次に掲げる要件の全て に該当するものは、30 m (1) 現に存する学校 の施設の機能を更 新するための建替 えであること。 (2) 既存区域以外に 現に存する学校の 施設の機能を更新 するための敷地の 拡張が行われてい ないこと。</p>							<p>敷地面積が 300㎡以下</p>
	<p>住宅地区</p>	<p>1 法別表第2(イ)項第3号に規定する共同 住宅のうち、住戸専用部分の床面積が25㎡未 滿のもの</p>			<p>建築物の外 壁又はこれ に代わる柱 の面までの 距離は、次 のとおりと する。 (1) 1号 壁面線 については、 区画道 路境界 線から 10m (2) 2号 壁面線 については、 道路境 界線及 び区画 道路境 界線か ら5m (3) 3号 壁面線 については、 隣地境 界線か ら5m (4) 4号 壁面線 については、 隣地境 界線及 び道路 境界線 から3 m</p>									<p>敷地面積が 300㎡以下</p>

	<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第6項及び第8項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>第14条に次のただし書を加える。 ただし、入居させることが特に必要であると管理者が認める者については、優先的に選定することができる。 第14条第2項を削り、同条を第13条とする。</p>		
	<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>第15条を削り、第5章中第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。 第18条第1項中「第16条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2項を削り、同条を第16条とする。 第19条を第17条とする。</p>		
	<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）の一部を次のように改正する。 第7条第2項第4号中「含む。）」の次に「又は第22条の2第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第9号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。</p>	<p>第20条を削り、第6章中第21条を第18条とし、第7章中第22条を第19条とする。 第23条中「福祉型住宅に、その」を「区長は、せたがやの家に」に、「、必要に」を「必要に」に改め、同条を第20条とする。 第24条中「世田谷区住宅委員会」を「世田谷区住宅委員会規則（平成2年9月世田谷区規則第57号）第1条に規定する世田谷区住宅委員会」に改め、同条を第21条とする。</p>		
<p>建築物 の柱 に代わる柱 の面までの 距離は、5 号壁面線ま で</p>	<p>第7条第2項第4号中「含む。）」の次に「又は第22条の2第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第9号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。 第21条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。</p>	<p>第25条を第22条とし、第26条を第23条とする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		
<p>溝の住戸を有するもの 2 法別表第2（い）項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 法別表第2（い）項第7号に規定する公衆浴場 4 集会場（業として葬儀を行うものに限る。）</p>	<p>附 則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第4号の改正規定及び第21条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>世田谷区立公園条例の一部を改正する条例 世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。 別表第1の1の部(3)の款世田谷区立深沢五丁目公園の項の次に次のように加える。</p>		
	<p>世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例の一部を改正する条例 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例（平成2年9月世田谷区条例第40号）の一部を次のように改正する。 別表第1中「第2条」を「第2条関係」に改め、同表世田谷区立桜丘高齢者借上げ集合住宅の項及び世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅の項を削る。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1023 1171 1219 1272">世田谷区立深沢七丁目もみじ公園</td> <td data-bbox="1219 1171 1481 1272">東京都世田谷区深沢七丁目18番17号</td> </tr> </table>	世田谷区立深沢七丁目もみじ公園	東京都世田谷区深沢七丁目18番17号
世田谷区立深沢七丁目もみじ公園	東京都世田谷区深沢七丁目18番17号			
	<p>別表第2中「第8条」を「第8条関係」に改め、同表世田谷区立桜丘高齢者借上げ集合住宅の項及び世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅の項を削る。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅の項及び別表第2世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅の項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>別表第1の1の部(4)の款世田谷区立砧町公園の項の次に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1023 1397 1219 1451">世田谷区立砧一丁目ろっかく公園</td> <td data-bbox="1219 1397 1481 1451">東京都世田谷区砧一丁目30番6号</td> </tr> </table>	世田谷区立砧一丁目ろっかく公園	東京都世田谷区砧一丁目30番6号
世田谷区立砧一丁目ろっかく公園	東京都世田谷区砧一丁目30番6号			
	<p>世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区せたがやの家の供給に関する条例（平成6年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。 目次中「第5条」を「第4条」に、「第6条-第9条」を「第5条-第8条」に、「第10条・第11条」を「第9条・第10条」に、「第12条-第15条」を「第11条-第13条」に、「第16条-第19条」を「第14条-第17条」に、「第20条・第21条」を「第18条」に、「第22条-第26条」を「第19条-第23条」に改める。</p>	<p>附 則 この条例は、令和3年3月31日から施行する。</p>		
	<p>第1条中「中堅所得者等及び」を「住宅に困窮している」に改める。 第4条を削り、第5条を第4条とし、第2章中第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げ、第3章中第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第4章中第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。</p>	<p>世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例 世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。 別表2の部第1種の項中「3,383」を「3,641」に改め、同部第2種の項中「1,015」を「1,092」に改め、同部第3種の項及び第4種の項中「3,383」を「3,641」に改め、同部第5種の項中「1,691」を「1,820」に改め、同部第6種の項中「3,383」を「3,641」に改める。</p>		
	<p>第1条中「中堅所得者等及び」を「住宅に困窮している」に改める。 第4条を削り、第5条を第4条とし、第2章中第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げ、第3章中第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第4章中第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。</p>	<p>附 則 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区公共物管理条例の規定は、令和3年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、</p>		

同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第31号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第32号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第33号

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第34号

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第35号

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第36号

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第37号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第38号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第39号

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第40号

世田谷区立青少年交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第41号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第42号

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年10月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1条別表第1区長の部13の項の部1の項及び別表第2条例別表第2区長の部13の款の部1の款中「就園奨励費補助金」

を「預かり保育料補助金、副食費補助金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年11月世田谷区規則第120号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成25年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第8条の2 条例第34条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等（条例第40条第2項に規定するテレビ電話装置等）を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（条例第7条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。）に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項第1号中「指定夜間対応型訪問介護事業所」の次に「（条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）」を加え、同項第2号中「指定訪問介護事業所」の次に「（条例第7条第4項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）」を加える。

第16条中「準用する条例第29条」との次に「、第8条の2各号列記以外の部分中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第34条第3項」と、第8条の2第1号中「定期巡回・随時

対応型訪問介護看護従業者（条例第7条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者（条例第48条第1項に規定する夜間対応型訪問介護従業者）」と、第8条第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と」を加える。

第16条の3中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第16条の4の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第16条の4の2 条例第60条の16第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。）に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第16条の7中「第5条から第9条まで」を「第5条から第8条まで及び第9条」に改める。

第16条の11中「第5条から第9条まで」を「第5条から第8条まで、第9条、第16条の4の2」に改め、「準用する条例第39条第3項」との次に「、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者（条例第60条の20の3に規定する共生型地域密着型通所介護従業者）」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」を加える。

第16条の16中「第6条から第9条まで」を「第6条から第8条まで、第9条、第16条の4の2」に改め、「準用する条例第39条第3項」との次に「、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第60条の38において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者）」とあるのは「療養通所介護従業者（条例第60条の23第1項に規定する療養通所介護従業者）」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従

業者」とを加える。

第19条を次のように改める。

（共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者）

第19条 条例第67条第1項ただし書の規則で定めるときは、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の常勤の管理者が、その職務に加えて、次の各号のいずれかの職務に従事しようとするときとする。

- (1) 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務
- (2) 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

2 前項に規定するもののほか、同項第1号に掲げる職務と併せて当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一敷地内にある本体事業所等（当該共用型指定認知症対応型通所介護（条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う居間若しくは食堂を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所（条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第18号）第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）又は当該共用型指定認知症対応型通所介護の事業を行う食堂若しくは共同生活室を有する指定地域密着型特定施設（条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）をいう。）の職務に従事しようとする場合についても、前項と同様とする。

第21条中「第5条から第9条まで」を「第5条から第8条まで、第9条、第16条の4の2」に改め、「準用する条例第39条第3項」との次に「、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者（条例第71条第4号に規定する認知症対応型通所介護従業者）」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とを加える。

第27条中「第7条から第9条まで」を「第7条、第8条、第9条、第16条の4の2」に改め、「準用する条例第39条第3項」との次に「、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2

第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者（条例第83条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」とを加える。

第29条中「指定地域密着型サービス」の次に「（条例第111条第9項に規定するサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、同項に規定する本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護（条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第30条中「（条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）」を削る。

第31条前段中「第9条」の次に「、第16条の4の2」を加え、同条後段中「準用する条例第39条第3項」との次に「、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者（条例第111条第1項に規定する介護従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」とを加える。

第32条中「（条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。）」を削る。

第34条中「第8条、第9条」を「第5条、第8条、第9条、第16条の4の2」に改め、「場合において」の次に「、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第134条第4項において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第134条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第134条第4項において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第134条第4項において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第134条第4項において準用する条例第10条第4項」とを、「準用する条例第39条第3項」との次に「、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第150条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者（条例第131条第1項に規定する地域密着型特定施設従業者」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とを加える。

第36条第1号中「（条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）」を削り、「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第37条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第7条から第9条まで、第24条及び第16条の5」を「第7条、第8条、第9条、第16条の4の2、第16条の5及び第24条」に、「、第24条中「条例第94条第1項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第94条第1項」とを「、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者（条例第193条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」とに改め、「2月」との次に「、第24条中「条例第94条第1項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第94条第1項」とを加える。

様式中「」を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第37条に1号を加える改正規定は同年10月1日から、第36条第3号の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成25年3月世田谷区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者）

第5条 条例第11条第1項ただし書の規則で定めるときは、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の常勤の管理者が、その職務に加えて、次の各号のいずれかの職務に従事しようとするときとする。

- (1) 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務

(2) 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

2 前項に規定するもののほか、同項第1号に掲げる職務と併せて当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一敷地内にある本体事業所等（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う居間若しくは食堂を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所（世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う食堂若しくは共同生活室を有する指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）をいう。）の職務に従事しようとする場合についても、前項と同様とする。
第9条に次の1条を加える。
（衛生管理等）

第9条の2 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（条例第14条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（条例第38条の2第1号に規定するテレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者（条例第12条第1項に規定する介護予防認知症対応型通所介護従業者をいう。以下同じ。）に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第13条中「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準条例」に、

「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

第16条中「準用する条例第25条」との次に「、第9条の2各号列記以外の部分中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第32条第2項」と、第9条の2第1号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者（条例第12条第1項に規定する介護予防認知症対応型通所介護従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（条例第45条第1項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者」と、第9条の2第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」とを加える。

第17条中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

第18条中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「（条例第72条第9項に規定するサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、同項に規定する本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護（条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第20条中「準用する条例第25条」との次に「、第9条の2各号列記以外の部分中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第32条第2項」と、第9条の2第1号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者（条例第12条第1項に規定する介護予防認知症対応型通所介護従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者（条例第72条第1項に規定する介護従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者」と、第9条の2第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」とを加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成30年3月世田谷区規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第5条の2 条例第24条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電

話装置その他の情報通信機器を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第8条中「準用する条例第19条」との次に「、第5条の2中「条例第24条の2」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第24条の2」とを加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業所をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第5条の2 条例第23条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第8条中「準用する条例第18条」との次に「、第5条の2中「条例第23条の2」とあるのは「条例第35条第1項において準用する条例第23条の2」とを加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（令和元年11月世田谷区規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、保育士又は障

害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「機能訓練担当職員」の次に「又は看護職員（以下この条、次条及び第23条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等」を加え、「に掲げる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」を削り、同条第4項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第5項中「第1項第1号」を「第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に改め、「に掲げる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を削る。

第4条第3項中「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等を置いた場合において当該機能訓練担当職員等」に改め、同条第4項に次の1号を加える。

(3) 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数

第4条第6項中「前各項」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第2項の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第13条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を削る。

第23条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「機能訓練担当職員が」を「規則で定める基準は、その機能訓練担当職員等を置いた場合であって、当該機能訓練担当職員等が」に、「場合」を「とき」に、「当該機能訓練担当職員」を「当該機能訓練担当職員等」に改め、「に掲げる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」を削り、「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第4項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第5項中「第1項第1号に掲げる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の数」を「第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の合計数」に改める。

第25条中「第23条第2項から第4項まで」を「第9条から第11条まで」に改める。

第26条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を削る。

第29条第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」、「学科若しくはこれ」を「学科、研究科若しくはこれら」に改める。

第31条第1項中「第23条第1項及び第2項並びに」を「第23条第1項及び第2項、第29条第3項並びに」に、「前条第2項」を「、第29条第3項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型

事業所」と、前条第2項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定及び第31条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に指定を受けている世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月世田谷区条例第13号）による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、この規則による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 旧指定児童発達支援事業者に対する改正後の規則第3条第2項及び第5項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、改正後の規則第3条第2項中「合計数」とあるのは「児童指導員若しくは保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）の合計数」と、改正後の規則第3条第5項中「合計数」とあるのは「児童指導員若しくは保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）とする。

4 旧指定児童発達支援事業者については、改正後の規則第4条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際、現に改正前の条例第58条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、この規則による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第13条第2項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

6 この規則の施行の際、現に改正前の条例第77条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、改正後の規則第23条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定放課後等デイサービス事業者に

対する改正後の規則第23条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「合計数」とあるのは、「児童指導員若しくは保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数」とする。

8 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の規則第23条第5項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「合計数」とあるのは、「児童指導員若しくは保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）とする。

9 この規則の施行の際、現に改正前の条例第84条に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正前の規則第26条第2項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（令和元年11月世田谷区規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「4.3」を「4」に改め、同項第2号中「である乳児及び幼児（以下この号、次条第3号及び第8条第2項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数と障害児（乳幼児である者を除く。）の数を5で除して得た数とを合計して」を「の数を4で除して」に、「当該合計して得た数」を「当該数」に改め、同条第4項中「条例」を「前項に定めるもののほか、条例」に、「前項本文」を「第3項本文」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第4条第2項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第4条第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第8条第2項第2号において「乳幼児」という。）」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に指定を受けている改正前の世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条第2項第1号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、改正後の世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項第1号の規定に

かわかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に指定を受けている改正前の規則第3条第2項第2号に規定する主として盲児（強度の弱視児を含む。）又は主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、改正後の規則第3条第2項第2号の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例施行規則（平成30年3月世田谷区規則第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則

第1条中「世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例」を「世田谷区立産後ケアセンター条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（用語の定義）

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2条の見出し中「運営及び衛生管理」を「設備及び運営」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改め、同項各号及び同条第2項を削る。

条例第7条に規定する規則で定める基準は、休館日（条例第8条に規定する休館日をいう。）以外の日の午前8時30分から午後5時までの間において、センターの管理者を1名常駐させることとする。第3条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

第4条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「産後ケアセンター事業利用者登録申請書」を「産後ケア事業利用者登録申請書」に改め、同条第3項中「産後ケアセンター事業利用者登録承認通知書」を「産後ケア事業利用者登録承認通知書」に、「産後ケアセンター事業利用者登録不承認通知書」を「産後ケア事業利用者登録不承認通知書」に改める。

第5条第1項中「産後ケアセンター事業利用者登録内容変更届」を「産後ケア事業利用者登録内容変更届」に改め、同条第2項中「産後ケアセンター事業利用者登録変更通知書」を「産後ケア事業利用者登録変更通知書」に改める。

第6条第1項第2号中「第3条第1項又は第2項」を「第6条第1項又は第2項」に改め、同項第3号中「場合」を「とき」に改め、同条第2項中「産後ケアセンター事業利用者登録取消通知書」を「産後ケア事業利用者登録取消通知書」に改める。

第7条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第8条中「第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び」を「第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4

項及び第5項、第7条の3第2項並びに」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第1号中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項」を「条例別表備考第3項」に改め、同条第2号中「事業を利用する日の属する年度の前年度分の区市町村民税が課されていない」を「所得割課税額（条例別表備考第1項に規定する所得割課税額をいう。以下この号において同じ。）（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額）が0円の」に改め、同条第3号中「地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む）」を「条例別表備考第2項に規定する均等割をいう」に改める。

第11条第1項中「産後ケアセンター事業送迎利用申請書」を「産後ケア事業送迎利用申請書」に改め、同条第2項中「産後ケアセンター事業送迎利用承認通知書」を「産後ケア事業送迎利用承認通知書」に、「産後ケアセンター事業送迎利用不承認通知書」を「産後ケア事業送迎利用不承認通知書」に改める。

第1号様式中「産後ケアセンター事業利用者登録申請書」を「産後ケア事業利用者登録申請書」に、「産後ケアセンター事業の」を「産後ケア事業の」に改める。

第2号様式中「産後ケアセンター事業利用者登録承認通知書」を「産後ケア事業利用者登録承認通知書」に、「産後ケアセンター事業の」を「産後ケア事業の」に改める。

第3号様式中「産後ケアセンター事業利用者登録不承認通知書」を「産後ケア事業利用者登録不承認通知書」に、「産後ケアセンター事業の」を「産後ケア事業の」に改める。

第4号様式中「産後ケアセンター事業利用者登録内容変更届」を「産後ケア事業利用者登録内容変更届」に、「産後ケアセンター事業の」を「産後ケア事業の」に改める。

第5号様式中「産後ケアセンター事業利用者登録変更通知書」を「産後ケア事業利用者登録変更通知書」に、「産後ケアセンター事業の」を「産後ケア事業の」に改める。

第6号様式中「産後ケアセンター事業利用者登録取消通知書」を「産後ケア事業利用者登録取消通知書」に、「産後ケアセンター事業の」を「産後ケア事業の」に改める。

第7号様式中「産後ケアセンター事業送迎利用申請書」を「産後ケア事業送迎利用申請書」に改める。

第8号様式中「産後ケアセンター事業送迎利用承認通知書」を「産後ケア事業送迎利用承認通知書」に改める。

第9号様式中「産後ケアセンター事業送迎利用不承認通知書」を「産後ケア事業送迎利用不承認通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第3号の改正規定、第8条の改正規定及び第10条各号列記以外の部分の改正規定（「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

世田谷区立青少年交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立青少年交流センター条例施行規則（平成27年1月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館（以下「池之上センター」という。）の読書室の使用に係る申請を除く。）は、池之上青少年会館使用申請書」を「は、池之上センター使用申請書」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「池之上青少年会館使用承認書」を「池之上センター使用承認書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第4条第1項を次のように改める。

世田谷区立池之上青少年交流センター（以下「池之上センター」という。）に入館する者（条例第9条第1項の登録を受けた者に限る。）は、池之上センターの長に池之上センターの入館に係る登録証を提示しなければならない。

第4条第2項中「（読書室を除く。）」を削り、「池之上青少年会館使用承認書」を「池之上センター使用承認書」に改める。

第6条に次の1項を加える。


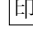
6 前各項の規定にかかわらず、これらに規定する期日までにこれらの規定による手続を行うことができないことについて相当の事情があると区長が認める場合は、当該手続に係る期日を別に定めることとする。


第1号様式中「名称等」を「名称」に、「世田谷区立青少年交流センター池之上読書室

青少年会館」を「世田谷区立池之上青少年交流センター」に改める。

第2号様式中「池之上青少年会館使用申請書」を「池之上センター使用申請書」に、「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」を「世田谷区立池之上青少年交流センター」に改める。

第5号様式中「池之上青少年会館使用承認書」を「池之上センター使用承認書」に、「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」を「世田谷区立池之上青少年交流センター」に改める。

第6号様式中「世田谷区長 」を「世田谷区長名 」に改める。

第9号様式中「」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第5条中「実施しなければ」を「行わなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第20条第4項に規定する避難訓練及び消火訓練は毎月1回、同項に規定する救出訓練その他必要な訓練は定期的に行わなければならない。

第23条第1号中「4.3」を「4」に改め、同条第3号中「乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき」を「児童おおむね4人につき」に改める。

第26条各号列記以外の部分中「第74条第1号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「とする」を「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士とする」に改め、同条第2号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改める。

附則第10項中「及び」を「機能訓練担当職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の第23条第1号の規定にかかわらず、施行日前から存する世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号。以下「条例」という。）第62条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、なお従前の例による。

3 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の第23条第3号の規定にかかわらず、施行日前から存する条例第63条第6項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、なお従前の例による。

4 施行日から令和4年3月31日までの間、施行日前から存する条例第74条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターにおける改正後の第26条第1号の規定の適用については、同号中「以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士」とあるのは、「以上」とする。

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例施行規則（平成6年3月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第10条」に、「第12条－第22条」を「第11条－第19条」に、「第23条－第44条」を「第20条－第38条」に、「第45条－第53条」を「第39条－第47条」に、「第54条－第56条」を「第48条－第50条」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第7条第

1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2号中「第23条第3項」を「第20条」に改め、同条第3号中「第10条」を「第9条」に改め、同条第5号中「ことができる」を削り、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に、「必要である」を「必要」に改める。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第5条中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第6条中「第9条第2項」を「第8条第2項」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第7条第1項を削り、同条第2項中「福祉型住宅」を「せたがやの家」に改め、同項を同条とする。

第9条第1項中「第10条」を「第9条」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出し中「福祉型住宅の」を削り、同条各号列記以外の部分中「第11条」を「第10条」に改め、「福祉型住宅の」を削り、同条第2号中「高齢者向け等」を「高齢者等向け」に改め、同条を第10条とする。

第12条及び第12条の2を削る。

第13条の見出し中「福祉型住宅の」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「高齢者の居住の用に供する福祉型住宅」を「せたがやの家のうち、高齢者の居住の用に供するもの」に、「高齢者居住用福祉型住宅」を「高齢者居住用住宅」に改め、「同居親族」の次に「（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）をいう。以下同じ。）」を加え、同項第5号中「高齢者居住用福祉型住宅」を「高齢者居住用住宅」に改め、同項第7号中「暴力団員」の次に「（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）」を加え、第4章中同条を第11条とする。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「障害者等の居住の用に供する福祉型住宅」を「せたがやの家のうち、障害者等の居住の用に供するもの」に、「障害者等居住用福祉型住宅」を「障害者等居住用住宅」に改め、同項第6号及び同条第2項中「障害者等居住用福祉型住宅」を「障害者等居住用住宅」に改め、同条を第12条とする。

第14条各号列記以外の部分中「生活協力員の居住の用に供する福祉型住宅」を「せたがやの家のうち、生活協力員の居住の用に供するもの」に、「生活協力員居住用福祉型住宅」を「生活協力員居住用住宅」に改め、同条第4号中「第55条」を「第49条」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「第13条ただし書」を「第12条ただし書」に改め、「（ファミリー型住宅にあっては、所得が第12条第1項第3号に定める範囲内の額である者に限る。）」を削り、同項各号

次のように改め、同条を第15条とする。

- (1) 災害
- (2) 不良住宅の除却
- (3) 都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却
- (4) 他の住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該住宅に入居することが適切であること。
- (5) 住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益になること。

第17条第2項中「一世帯」を「1世帯」に改め、同条第3項を削り、同条を第16条とする。

第18条及び第18条の2を削る。

第19条の見出し中「福祉型住宅の」を削り、同条第1項中「高齢者居住用福祉型住宅及び障害者等居住用福祉型住宅」を「高齢者居住用住宅及び障害者等居住用住宅」に、「高齢者居住用福祉型住宅等」を「高齢者居住用住宅等」に改め、同条第2項中「高齢者居住用福祉型住宅等」を「高齢者居住用住宅等」に改め、同条を第17条とする。

第20条中「生活協力員居住用福祉型住宅」を「生活協力員居住用住宅」に改め、同条を第18条とする。

第21条を削る。

第22条第4項を削り、同条を第19条とする。

第23条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前項の規定にかかわらず、管理を開始した日から20年を経過した福祉型住宅」を「せたがやの家」に改め、同項ただし書中「管理を開始した日から20年を経過した福祉型住宅」を「せたがやの家」に、「当該福祉型住宅」を「当該せたがやの家」に改め、同項を同条とし、第5章中同条を第20条とする。

第24条を第21条とし、第25条から第27条までを3条ずつ繰り上げ、第28条から第32条までを削る。

第33条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「高齢者居住用福祉型住宅等」を「高齢者居住用住宅等」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第21条の規定により高齢者居住用住宅等の家賃の額の調整を行った場合においては、同条の規定に準じて高齢者居住用住宅等の入居者負担額を各戸ごとに増減することができる。この場合において、その増減の算定方法については、区長が別に定めるところによるものとする。

第33条第6項中「高齢者居住用福祉型住宅等」を「高齢者居住用住宅等」に、「200,000円（管理を開始した日から20年を経過した高齢者居住用福祉型住宅等の入居者にとっては、214,000円）」を「214,000円」に改め、同条を第25条とする。

第34条の見出し及び同条第1項中「高齢者居住用福祉型住宅等」を「高齢者居住用住宅等」に改め、同条第2項中「高齢者居住用福祉型住宅等」を「高齢者居住用住宅等」に、「200,000円（管理を開始した日から20年を経過した高齢者居住用福祉型住宅等の入居者にとっては、214,000円）」を「214,000円」に改め、同条を第26条とし、

同条の次に次の4条を加える。
 （生活協力員居住用住宅の入居者負担額の設定）

第27条 生活協力員居住用住宅の管理を開始した日から同日以後最初の12月1日（以下「基準日」という。）の前日までの期間及び基準日から1年間（生活協力員居住用住宅の管理を開始した日が12月1日であるときは、基準日から1年間）における入居者負担額（以下「当初入居者負担額」という。）は、次に掲げる入居者の所得の区分に応じて、当初入居者募集年度ごとに、区長が定める額を月額とする。

- (1) 200,000円未満
- (2) 200,000円以上238,000円以下
- (3) 238,000円を超え268,000円以下
- (4) 268,000円を超え322,000円以下
- (5) 322,000円を超え445,000円以下
- (6) 445,000円を超え601,000円以下

2 生活協力員居住用住宅の基準日から1年を経過した日以降の入居者負担額は、毎年、変更するものとする。

3 前項の規定による変更後の入居者負担額は、当初入居者負担額に基準日からの経過年数を指数とする1.035のべき乗を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

4 前項の規定にかかわらず、経済事情の著しい変動があった場合等においては、近傍同種の住宅の家賃の状況を考慮して、同項に規定する変更率を増加させ、又は減少させて、同項の規定を適用することができる。

5 生活協力員居住用住宅の入居者負担額は、区長が定めるところにより減額することができる。
 （生活協力員居住用住宅の入居者負担額の調整）

第28条 第21条の規定により生活協力員居住用住宅の家賃の額の調整を行った場合においては、同条の規定に準じて生活協力員居住用住宅の入居者負担額を各戸ごとに増減することができる。

2 前項の規定による入居者負担額の増減の算定方法は、区長が別に定めるところによるものとする。
 （生活協力員居住用住宅の入居者負担額の所得区分の変動による移行）

第29条 生活協力員居住用住宅の入居者負担額は、入居者の所得の変動により、その所得の区分（第27条第1項各号に掲げる所得の区分をいう。以下同じ。）が他の所得の区分に移行した場合（同項第6号の所得の区分の上限額を超える入居者の所得が当該上限額以下になる場合を含む。）は、それぞれ移行後の所得の区分の入居者負担額に変更するものとする。

2 前項の規定による所得の区分の移行は、毎年12月1日に行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、入居者が入居した日（管理者が入居日として指定した日をいう。）後最初の12月1日から1年間における入居者負担額については、同日の前日において適用していた所得の区分を適用するものとする。ただし、当

該所得の区分を適用することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

4 第1項の規定により入居者負担額を増額させることとなる場合（入居者の所得の区分が第27条第1項第1号から同項第2号の所得の区分に移行したことにより、入居者負担額を増額させることとなる場合を除く。）においては、入居者負担額の増加を緩和するための措置を3年間講じるものとする。

5 前項に規定する入居者負担額の増加を緩和するための措置は、所得の区分の移行前の入居者負担額と所得の区分の移行後の入居者負担額の差額に、所得の区分の移行が生じた日（以下「所得移行日」という。）から1年間にあっては4分の3を、所得移行日から1年を経過した日から1年間にあっては2分の1を、所得移行日から2年を経過した日から1年間にあっては4分の1をそれぞれ乗じた額を、所得の区分の移行後の入居者負担額から減じたものを入居者負担額とすることにより講じるものとする。

6 前2項の規定による措置を講じている場合において、更に所得の区分の移行が生じたときその他必要と認められるときは、生活協力員居住用住宅の入居者負担額について必要な調整を行うことができる。
 （生活協力員居住用住宅の所得超過者の取扱い）

第30条 生活協力員居住用住宅の入居者負担額は、入居者の所得が第27条第1項第6号の所得の区分の上限額を超える場合は、その超えた日から1年間にあってはその超える前の入居者負担額と家賃の額の差額に2分の1を乗じた額を家賃の額から減じたものとし、その超えた日から1年を経過した日以後にあっては家賃の額とする。この場合においては、前条第2項及び第3項本文の規定を準用する。

第35条を削る。

第36条中「第26条」を「第23条」に改め、同条を第31条とする。

第37条第1項中「第18条第1項」を「第16条第1項」に、「ファミリー型住宅及び管理を開始した日から20年を経過した高齢者居住用福祉型住宅等（平成29年4月26日）を「せたがやの家のうち、平成29年4月26日」に、「住宅及び事業に着手した住宅に限る。次項において同じ。）」を「もの及び事業に着手したもの（次項において「認定を受け、事業に着手したせたがやの家」という。）」に、「福祉型住宅に」を「ものに」に改め、同条第2項中「ファミリー型住宅及び管理を開始した日から20年を経過した高齢者居住用福祉型住宅等」を「認定を受け、事業に着手したせたがやの家」に、「補てん」を「補填」に改め、同条を第32条とする。

第38条第1項中「第18条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第33条とする。

第39条中「第18条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第34条とする。

第40条を削る。

第41条の見出し中「福祉型住宅の」を削

り、同条中「高齢者居住用福祉型住宅等」を「高齢者居住用住宅等」に改め、同条を第35条とする。

第42条中「生活協力員居住用福祉型住宅」を「生活協力員居住用住宅」に改め、同条を第36条とする。

第43条中「第26条」を「第23条」に改め、同条を第37条とする。

第44条を第38条とし、第6章中第45条を第39条とし、第46条から第50条までを6条ずつ繰り上げる。

第51条第1項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか」に改め、同条を第45条とし、第52条を第46条とする。

第53条第7号中「その他せたがやの家」を「前各号に掲げるもののほか、せたがやの家」に改め、同条を第47条とする。

第7章中第54条を第48条とする。

第55条第1項第1号中「50歳」を「60歳」に改め、同条を第49条とし、第56条を第50条とする。

附則第4項及び第5項を削る。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。